

【アメリカ】サイバーセキュリティ対策コンソーシアム法の制定

2022年の連邦議会ではサイバーセキュリティ関連の複数の法律が成立しているが（本誌 pp.10-11 参照）、5月12日には「2021年全米サイバーセキュリティ対策コンソーシアム法」

（National Cybersecurity Preparedness Consortium Act of 2021, P.L.117-122）が制定されている。国土安全保障省は、州や地方政府、民間部門にサイバーセキュリティ研修、実習及び技術支援を行う、5つの大学から構成される「全米サイバーセキュリティ対策コンソーシアム」と連携関係にあり、補助金を交付してきた。今回の法律は、既存の取組を法定化し、その強化を図るものであり、主な内容は次のとおりである。国土安全保障長官は、サイバーセキュリティリスク及びインシデントに対処する努力を支援するために、サイバーセキュリティ研修・教育に携わる、学術機関を含む非営利組織から構成される一つ又は複数のコンソーシアムと協力することができる（第2条(a), (g)(2)）。同長官は、①州・地方政府等の初期対応者・職員の研修・教育、②研修・教育カリキュラムの作成・更新、③技術支援・研修・教育、④官民横断（州、地方政府、重要インフラ、民間企業等を含む。）の研修・教育・模擬演習、⑤州・地域コミュニティ等のサイバーセキュリティ情報共有計画策定支援、⑥州・地方政府等の既存の緊急時計画へのサイバーセキュリティ対応反映支援、⑦州等のサイバーセキュリティ計画策定支援のためにコンソーシアムと協力することができる（第2条(b)）。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ122/PLAW-117publ122.pdf>
- ・ <https://www.congress.gov/117/crpt/srpt24/CRPT-117srpt24.pdf>

【アメリカ】公立学校における宗教に関する連邦最高裁 Kennedy 事件判決

2022年6月27日、学区の方針に反し試合終了後に競技場の中央で祈祷（きとう）を行った公立高校フットボール部コーチが休職処分となり、退職に至った事案について、連邦最高裁判所（以下「最高裁」）は、学区はコーチの「信教の自由」及び「言論の自由」（ともに合衆国憲法修正第1条）を侵害したと判示した（Kennedy 事件判決（142 S. Ct. 2407））。

判決で最高裁は、学区の方針はコーチの行為をその宗教的性質ゆえに禁じるなど「中立的で一般に適用可能」ではなく、コーチの「信教の自由」が侵害されたとの主張は立証されている、また、今回の言論は、コーチの通常業務範囲内にはなく「政府言論」ではない私的言論であり、コーチの「言論の自由」が侵害されたとの主張も立証されているとした。その上で、コーチの権利を制限する、上回る利益があるとする学区の主張を検討し、いずれも正当化されないとした。すなわち、Lemon 事件判決（403 U.S. 602 (1971)）の違憲審査の基準等（「レモン・テスト」、「エンドースメント・テスト」）に依拠し「国教樹立禁止」（合衆国憲法修正第1条。政教分離原則の規定）違反を避けるためコーチの処分が不可欠とする学区の主張について、テストの欠陥は明らかであり、最高裁はかなり前にこれらのテストを放棄（abandon）しているとした。さらに、生徒への祈祷の強制を論拠に「国教樹立禁止」に反するとの学区の主張についても、卒業式に招かれた聖職者による祈祷の事案（505 U.S. 577 (1992)）やフットボールの試合前に学校の放送システムで祈祷を流した事案（530 U.S. 290 (2000)）とは異なり、強制の事実は認められないとした。そして、宗教的表現への敬意は自由かつ多様性のある共和国において不可欠であり、同程度の世俗的言論を許容するにもかかわらず宗教的儀式に関しては抑圧する責務があるという学区の見解は誤りであるとして、こうした差別を合衆国憲法は義務付けも、許容もしていないとした。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/21-418_i425.pdf

【アメリカ】宗教系私立学校への助成に関する連邦最高裁 Carson 事件判決

宗教系の私立学校に対する政府の補助に関する連邦最高裁判所（以下「最高裁」）判決は変遷しているが、近年は許容的な姿勢がしばしば示されてきた。生徒の学校選択を支援するオハイオ州の就学支援金制度に関する 2002 年の *Zelman* 事件判決（536 U. S. 639）は、私人である受給者の独立した選択により宗教組織に公的資金が流れるような中立的給付金プログラムは、「国教樹立禁止」（合衆国憲法修正第 1 条。政教分離原則の規定）に反しないと判示している。

2020 年、*Espinoza* 事件判決（140 S. Ct. 2246）で最高裁は、モンタナ州が宗教団体傘下にある学校への援助を禁ずる州憲法の規定を適用し私立学校就学支援金の宗教系学校での使用を禁じたことについて、「信教の自由」（合衆国憲法修正第 1 条）に反するとした。ただし、こうした宗教団体傘下という「宗教的地位」に基づく差別の場合ではなく、公金の「宗教的使用」の場合についての判断は保留した。2022 年 6 月 21 日、最高裁は、メイン州の就学支援金制度が特定の宗教を助長するような教育を実施する学校を除外していることについて、「信教の自由」に反するとの判断を示した（*Carson* 事件判決（142 S. Ct. 1987））。

今回の判決は、*Espinoza* 事件判決を引用し、宗教的性格ゆえに学校を公的給付の対象外とすることは「厳格な審査」の対象となる、メイン州の制度は合衆国憲法の要請（上記 *Zelman* 事件判決）よりも徹底した政教分離を促進するものであり、「信教の自由」の侵害を前にして、州のこのような政教分離の利益を「厳格な審査」を満足させる「やむにやまれぬ利益」ということはできないとした。そして州には私立学校教育を助成する義務はないが、助成を決定したならば、宗教を理由に対象外とすることはできないとした。「宗教的使用」の論点については、信仰の教育は宗教系学校の使命の中核であり、また、学校の教育上の使命遂行の態様にまで踏み込むことは宗教に対する州の関与に関し深刻な懸念を生じさせるなどとし、「宗教的地位」と「宗教的使用」の区別は理論上も実務上も意味を持たないとした。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/20-1088_dbfi.pdf

【アメリカ】裁判所の倫理及び透明性に関する法律の制定

2022年5月13日「裁判所の倫理及び透明性に関する法律」(Courthouse Ethics and Transparency Act P.L.117-125.)が、両院で可決され、大統領審署を受け、制定・施行された。同法は、「1978年政府倫理法」(Ethics in Government Act of 1978)を改正し、連邦裁判所裁判官に対し、一定の証券取引を開示する取引報告書の提出を求めるものであり、報告書のオンライン公開についても定めている。

主な内容は、以下のとおりである。連邦裁判所裁判官は、株式、債券、商品先物その他の証券商品について、前年度に1,000ドル(1ドルは129円。)を超える取引があった場合、取引報告書を提出する(政府倫理法第102条(a)及び第103条(l))。米国連邦裁判所事務局(Administrative Office of the U.S. Courts)は、提出された取引報告書のオンライン・データベースを構築し、報告書提出期限日から90日以内に当該報告書をそのデータベース上で全文検索・ソート・ダウンロード可能な形式で公衆に利用できるようにしなければならない(同法第105条(c))。ただし、当該報告書の公開が報告書提出者又はその家族等を危険にさらす可能性がある場合には、必要な範囲において報告書を伏字(redaction)にすることができる(同条(b)及び(c))。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

- <https://www.congress.gov/117/plaws/publ125/PLAW-117publ125.pdf>
- <https://www.congress.gov/95/statute/STATUTE-92/STATUTE-92-Pg1824.pdf>

【アメリカ】リンチを連邦犯罪とする法律の成立

2022年3月29日、ヘイトクライム（憎悪犯罪）を処罰する規定である合衆国法典第18編第249条a項（本誌No.258, 2013.12, p.3参照）の規定に、リンチを連邦犯罪とする(5)号の規定を追加する法律が成立した（Emmett Till Antilynching Act, P.L.117-107.）。リンチは、法的権限無しに行為する2名以上の者が生ぜしめた他者の死又は身体的傷害として説明されることが多い。連邦議会では、1900年を端緒に、リンチを連邦犯罪にしようとする法案が200本を超えて提出されてきたが、今回の法律により初めて実現した。

ヘイトクライムも、今回の法律によりその一部に位置付けられたリンチ犯罪も、主たる管轄権は、連邦ではなく州にあり、多くの州法が定めている。そのため、リンチ犯罪を含むヘイトクライムを連邦法に基づき訴追する場合には、連邦司法長官は、当該犯罪が次の4つのいずれか1つに該当することを証明する必要がある（合衆国法典第18編第249条b項(1)号）。①州が管轄権を有しないこと。②州が連邦による管轄権の引受けを請求したこと。③州法に基づく訴追に対する陪審の評決又は裁判官による判決が、偏見に動機付けられた暴力を根絶する連邦の利益を明示的に支持しないこと。④連邦政府による訴追が公益に合致し、及び実質的な正義を保全するために必要であること。

新設された連邦規定は、連邦司法長官が上記の証明を行う場合に、後掲のa)、b)又はc)の規定に基づく犯罪の実行を共謀する者は、当該犯罪により死又は深刻な身体的傷害の結果を生ぜしめる場合には、30年以下の拘禁刑、罰金又はこれらの併科に処するとする。

a) は、法の外観の下である（行為が、法に基づく権限を欠くのに、法に基づく行為であるかのような外観の下になされること。）か否かにかかわらず、人種、肌の色、宗教又は出身国を理由として、故意に他者の身体的傷害を生ぜしめる者又は火気、銃器等を用いてその未遂を行う者は、10年以下の拘禁刑（死を生ぜしめる等の者には終身刑）、罰金又はこれらの併科に処するとする規定である。b) は、法の外観の下であるか否かにかかわらず、宗教、出身国、性別、性的指向、性自認又は障害を理由として、州際通商、外国通商等に関連して、故意に他者の身体的傷害を生ぜしめる者又は火気、銃器等を用いてその未遂を行う者は、10年以下の拘禁刑（死を生ぜしめる等の者には終身刑）、罰金又はこれらの併科に処するとする規定である。c) は、連邦の直轄地等につき、a) 及びb) を援用する規定である。

新設された連邦規定の要点は、「共謀」を犯罪の構成要件に加えた点及び身体的傷害に対する量刑の上限を、従来の10年から30年に引き上げた点にある。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ107/PLAW-117publ107.pdf>

【EU】EU 域内における国際ローミングに関する規則

国際ローミング料金とは、国外で携帯電話を使用する際に、利用者が自国で契約している通信事業者の代わりに、現地の通信事業者がサービスを提供するために発生する追加料金である。EUは、2015年11月に国際ローミングについて定めた規則（Regulation (EU) No 531/2012）（以下「旧規則」）を改正する規則（Regulation (EU) 2015/2120）を制定することで、2017年6月から域内における国際ローミング料金を撤廃し、他の加盟国でも追加料金を課されることなく通話、SMS及びデータ通信を行うことを可能とした。旧規則の有効期限は2022年6月30日であったため、同年4月6日、域内における公共移動通信ネットワークのローミングに関する規則（Regulation (EU) 2022/612. 全24か条及び附則2部）（以下「新規則」）が制定された。新規則は、旧規則の内容を概ね引き継ぐとともに、利用者の利便性を向上させる規定等を加えて新たな規則として制定されたもので、あわせて、旧規則を廃止する。新規則は2022年7月1日に施行され、ごく一部の規定のみ2023年6月1日に適用が開始される。

主な規定は、次のとおりである。ローミングサービスを提供する通信事業者（以下「事業者」）は、次の義務を負う。①サービスの質の確保：国内で提供されるものより不利な条件でローミングサービスを提供してはならない（第4条）、②予期せぬ高額利用料金の防止：利用者に対して、自動かつ無統制のローミング接続及びダウンロードのリスクがあること並びにその回避方法（第14条第1項）並びに利用者が予め設定した上限利用額（初期設定は50ユーロ（1ユーロは約136.7円））に達した場合、その旨（同条第3項、第4項）を通知する、③緊急サービスの周知：欧州共通緊急通報番号である「112」を通じて、救急、消防、警察等の緊急サービスが無料で利用できることを利用者に通知する（第15条）。また、事業者間で課される回線利用料金に関して、通話料金は2025年から1分当たり1.9ユーロセント（第9条）、SMS利用料金は2025年から1通当たり0.3ユーロセント（第10条）、データ通信料金は2027年から1ギガバイト当たり1ユーロ（第11条）に引き下げ、2032年6月30日まで据え置く。なお、欧州委員会は、2025年及び2029年に同規則の見直しを行い、欧州議会とEU理事会に報告書を提出し、必要な場合には、同規則の改正案を提出する義務を負う（第21条）。同規則の有効期限は、2032年6月30日までの10年間とする（第24条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/612/oj>

【EU】ウクライナからの避難民の就労支援に関する勧告

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻を受け、同年3月4日、EU理事会は、一時的保護付与に関するEU理事会指令（Council Directive 2001/55/EC）をウクライナからの避難民に適用する理事会実施決定（Council Implementing Decision (EU) 2022/382）を制定し、同国からの避難民に一時保護（最長3年間、滞在資格、就労、教育を受ける等の待遇を保障する。）を付与した（本誌 No.291-2, 2022.5, p.29 参照）。これに続く措置として、同年4月5日、欧州委員会は、同指令第12条に規定する一時保護対象者の就労機会確保について、ウクライナからの避難民の職業資格を迅速に認定し、就労を支援するために、加盟国への具体的な推奨事項を定めた勧告（Commission Recommendation (EU) 2022/554）を発した。

同勧告は、全7章27項目から成り、第1章：一時保護対象者の専門職資格認定手続の体系化（項目1～6）、第2章：一時保護対象者の学歴認定手続の促進（項目7～10）、第3章：情報提供及び電子ツールの活用（項目11～13）、第4章：資格の証拠に不備がある場合の対応（項目14、15）、第5章：特定の専門職に対する特別要件（項目16～20）、第6章：専門職の職能発揮の促進（項目21～24）、第7章：提案した措置のフォローアップ（項目25～27）で構成される。

同勧告は、加盟国に対して、次の行為を奨励する。一時保護対象者のうち専門職に対する資格認定を速やかに行うために、原本以外の証明方法（デジタルコピーなど）の許容、申請手数料の免除等により手続を最小限にすること（項目2、3）。学歴の認定に関して、迅速、柔軟かつ効率的に手続を行うこと（項目7）。認定手続に関する適切で簡潔な情報をウクライナ語で提供すること（項目11）。ウクライナの職業資格や教育制度に関する情報を加盟国間及び欧州委員会と共有すること（項目13）。資格を証明するものを本人が持たない場合、ウクライナ当局に当該資格の確証が得られるかを確認すること（項目14）。医療従事者及び教員の雇用に関して、就労を迅速に実現させること（項目16、18）。専門職が専門職資格の認定後、労働市場に参入するために、必要な支援を受けつつ能力を発揮できるようにすること（項目21）。ウクライナ当局及び欧州委員会と緊密に協力し、一時保護対象者の資格認定及び労働市場への円滑な受入れを支援すること（項目25）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022H0554&qid=1653544984431>

【イギリス】2022年イギリス手話法の制定

2022年4月28日、2022年イギリス手話法（British Sign Language Act 2022 c.34）が制定された。イギリス手話を法律で承認することにより、その普及と利用促進を支援する。全4か条及び附則から成り、第1条及び第2条は同法制定日の2か月後（同年6月28日）、第3条は、主務大臣が委任立法に基づく規則によって指定する日、第4条はこの法律の制定日に施行される。同法は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。

イギリス手話をイングランド、ウェールズ及びスコットランドの言語として承認する（第1条）。なお、北アイルランドに適用されない理由は、同地域ではイギリス手話とアイルランド手話という2つの手話を使用されているためである。政府機関が国民とのコミュニケーションにおいてイギリス手話の使用を促進するために行った事項に関する情報を収集し、イギリス手話報告書として作成し、公表する義務を主務大臣に課す（第2条）。イギリス手話の普及と利用促進に関するガイダンスを発行し、又は発行されるよう手配する義務を主務大臣に課す。このガイダンスには、第2条に規定される主務大臣による情報収集に関する政府機関への助言、イギリス手話の使用者とのコミュニケーションにおけるベストプラクティスに関する助言などが含まれる（第3条）。

王立ろう者研究所（Royal National Institute for Deaf People）は、英国のイギリス手話の使用者は約151,000人であり、そのうち87,000人がろう者であると推定している（2011年スコットランド国勢調査を基にした推計）。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/34/contents/enacted>
- <https://rnid.org.uk/about-us/research-and-policy/facts-and-figures/>

【フランス】氏の変更手続を簡素化する法律

フランスでは、子の氏について、出生届の提出時に、父親の氏、母親の氏又はその並記のいずれかから親が選択した氏が身分証書 (acte de l'état civil. 出生証書、婚姻証書、死亡証書) に記載される。フランスには婚姻による氏の変更に関する規定がないため、この氏は婚姻後も維持される。氏の変更は可能だが、その手続は複雑で長期間にわたり、高額な費用が必要となる。

一方、日常生活では、身分証書に記載されない「使用上の氏 (nom d'usage)」の使用が認められる。例えば、婚姻後に配偶者の氏を使用することや出生時に選択されなかったもう一方の親の氏を現在の氏に追加して使用することが認められている。ただし、未成年者 (18 歳未満) である子については、両親の同意、又は両親の意思が不一致の場合には家族事件裁判官の許可が必要である。

これらの制度に関して、2022 年 3 月 2 日、氏の変更手続を簡素化し、「使用上の氏」に関する原則を緩和するために、全 5 か条から成る「親子関係に由来する名の選択に関する法律第 2022-301 号」が成立し、翌 3 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行された。その主な内容は次のとおりである。

第 1 条は、親の氏を「使用上の氏」として使用する場合、現行制度で認められるもう一方の親の氏の追加のほかに、現在の氏からもう一方の親の氏への変更を認める。未成年者である子については、片方の親が単独で親権を行使する場合、親権を行使する親の同意のみで、「使用上の氏」の使用を認める。ただし、13 歳以上の子については、本人の同意が必要である。

第 2 条は、身分証書に記載される氏の変更手続を簡素化し、①もう一方の親の氏への変更、②両親の氏の並記への変更、③両親の氏の並記順の入替を希望する成人は、申請用紙を居住地又は出生地の市町村役場に提出するものとする。ただし、当該申請を確定するため、提出から 1 か月後以降に、本人が再度市町村役場に出向く必要がある。この①～③の変更は、生涯で一度しかできない。申請者の子にも変更の効果は及ぶが、子が 13 歳以上の場合には、本人の同意が必要である。なお、①～③以外の氏の変更の希望者の手続に変更はない。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045287682>

【フランス】アルジェリア戦争における現地補充兵（アルキ）への感謝及び賠償に関する法律

フランスの旧植民地であるアルジェリアは、アルジェリア戦争（1954～1962年）を経て独立した。同戦争中、フランスが補充兵として徴兵した現地住民は、「アルキ（harkis）」と総称されるが、アルキは、アルジェリアから裏切者とみなされ、終戦後も迫害された。一方、フランスも終戦後、アルキが同国に逃れることを禁じた。渡仏することができた一部のアルキも収容所等に送られるなど、フランス社会で冷遇された。

2021年9月20日、マクロン（Emmanuel Macron）大統領は、フランス大統領として初めてこのように冷遇されたアルキに謝罪し、賠償のための法律案を提出することを発表した。2022年2月23日、全2節8か条から成る「アルジェリアから引き揚げてきたアルキ及びかつて現地法上で市民の地位にあったその他の人々への国家による感謝の表明並びにフランス国内の特定の組織における受入れ・生活条件が不適切なために彼ら及びその家族が被った損害の賠償に関する法律第2022-229号」が成立し、同月25日に公布され、一部を除いて翌26日に施行された。

第1節（第1条～第7条）は、アルキへの感謝及び賠償に関する規定である。第1条は、アルキへの国家の感謝を表明し、終戦後の冷遇に対する国家の責任を認める。第2条は、2003年3月31日のデクレ（政令）第1条が定めるアルキを讃える国民の日（毎年9月25日）を法律で規定する。第3条は、アルキ及びその家族への賠償について定める。1962年3月20日から1975年12月31日までの間に、2022年3月18日のデクレ第2022-394号附則が定める収容所等に滞在していた者は、同デクレ第9条の規定に従い、滞在期間に応じた賠償金を受け取ることができる。その金額は、滞在期間が3か月未満の場合は2,000ユーロ（1ユーロは136.74円）、3か月以上の場合は3,000ユーロで、1年以上の場合は1年ごとに1,000ユーロ増額される。この賠償に関する任務は、本法律第4条に規定される委員会が行う。第2節（第8条）は、アルキの未亡人への終身手当の申請条件を緩和する。

海外立法情報課・奈良 詩織

- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045220741>
- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045381777>

【ドイツ】防衛費増額のための基本法改正

ロシアのウクライナ侵攻という事態を受けて、2022年2月27日に、ドイツ連邦議会は、防衛力の強化を連邦政府に求める決議を行った。しかし、ドイツ基本法（憲法）第109条第3項及び第115条第2項は、連邦及び州の予算の収支の調整については起債に頼らず、収支を均衡させなければならないという原則を定めており（この原則からの逸脱は、自然災害等の緊急事態の場合に限られ、総議員の過半数の賛成など特別な手続が必要とされる。）、通常予算の枠内で防衛費を大幅に増額することは困難な状況にあった。そのため、同年6月3日、ドイツ連邦議会は、同盟の能力及び防衛能力の強化のために、連邦は、1,000億ユーロ（約13兆円）を上限として起債により連邦国防軍のための特別財産（Sondervermögen）を創設することができるとし、この起債については、基本法第109条第3項及び第115条第2項の規定が適用されないとする規定を基本法第87a条に追加する基本法の改正案を可決した。この改正案に賛成したのは、ドイツのための選択及び左翼党以外の連邦議会の会派であった。この基本法の改正は、6月30日に公布され、7月1日に施行された。

海外立法情報課・山岡 規雄

- „Mit der Schuldenbremse gegen Putin,“ *Der Spiegel*, 2022.5.28, S.30-31.
- <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-%C3%A4nderung-des-grundgesetzes-artikel-87a/285555>
- <https://dservr.bundestag.de/btd/20/020/2002091.pdf>

【ドイツ・スイス・リヒテンシュタイン】選挙権年齢の引下げをめぐる動き

オーストリアでは2007年に選挙権年齢が16歳に引き下げられ、これを契機に、近年、他の欧州諸国でも選挙権年齢の引下げが議論されるようになった。2022年には、ドイツ、スイス及びリヒテンシュタインといった近隣諸国において具体的な動きがあった。

ドイツにおいては、小選挙区比例代表併用制という連邦議会の選挙制度の下で、小選挙区での各党の当選者数と各党の得票数に比例して割り当てるべき議席数の差を調整する仕組みがとられているため、調整の結果、本来の定数（598人）よりも多くの議員が選出されることが通例となっている。前回2021年の選挙では、736人の議員が選出されたため、議員増に伴う費用の増加に対する国民の批判が高まり、選挙制度の大幅な見直しのための委員会（「選挙法改革及び議会活動の現代化のための委員会」）が連邦議会に設置されることとなった。その一環として、選挙権年齢の引下げの問題も検討課題とされた。同委員会は、2022年3月16日に設置され、4月7日に第1回の会議を開き、選挙権年齢の引下げを最初の検討事項とすることを決定した。同委員会は、同年8月31日までに中間報告書を作成し、2023年6月30日までに最終報告書を提出することになっている。

2022年4月6日、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州議会は、選挙制度の大幅な見直しに伴い、選挙権年齢を16歳に引き下げる州憲法の改正案を可決した。既に選挙権年齢を16歳に引き下げているドイツの州としては、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの4州がある。

2022年3月16日、スイスの国民議会（下院）の本会議において、選挙権年齢を16歳に引き下げる憲法改正案を議事から削除することを要求する国政委員会（国民議会の常任委員会の一つ）の提案が否決され、議事を同委員会に差し戻し、憲法改正案の作成を委託することが決定された。

スイスの州でも動きがあり、チューリッヒ州では、2022年5月15日、州民投票で選挙権年齢を16歳に引き下げる案が否決された。日程は未定であるが、ベルン州でも同様の案件について州民投票が予定されている。スイスの州レベルでは、グラールス州のみが選挙権年齢を16歳に引き下げている。

2022年5月4日、リヒテンシュタインの国会は、選挙権年齢の16歳への引下げを政府に求める動議を僅差で否決した。国会における討論においては、義務が課されていない者に権利を付与することに対する否定的な意見が強調されたという。

海外立法情報課・山岡 規雄

・佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』（調査資料 2008-3-b, 基本情報シリーズ 2）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008, p.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1>

・„Kolos im Legohaus,“ *Der Spiegel*, 2022.4.30, S.24

・https://www.bundestag.de/ausschuesse/weitere_gremien/kommission-wahlrecht?url=L2Rva3VtZW50ZS90ZXh0YXJjaGl2LzlwMjIva3cxNC1wYS13YWwhscmVjaHRza29tbWlzc2lubi04ODY1NTQ=&mod=mod887510

・„Wahlalter auf 16 Jahre gesenkt,“ *Frankfurter Allgemeine*, 2022.4.8.

・<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=49824>

・„Mit 16 abstimmen und wählen? Nicht im Kanton Zürich,“ *Neue Zürcher Zeitung*, 2022.5.16.

・<https://www.landtag.li/files/attachments/Motion-Wahlrecht.pdf>

・<https://www.landtag.li/aktuelles.aspx?nid=4072&year=2022&id=23190#23190>

・<https://www.radio.li/news-1/wahlalter-16-scheitert>

【イタリア】子の姓に関する憲法裁判所の判決

イタリア民法第 143 条の 2 は、「妻は、自らの姓に夫の姓を付加し、寡婦となった場合も、新たな婚姻まで夫の姓を保持する」と規定しており、イタリアでは、女性は婚姻後も自らの姓を保持することとなっている。一方、子の姓については、両親の合意がない場合、同法第 262 条第 1 項の規定に従い、自動的に父親の姓を付与することになっていた。イタリア憲法裁判所は、2022 年 4 月 27 日から 5 月 31 日の判決において、この規定は、両親の間の不平等をもたらし、子のアイデンティティに影響を及ぼすとし、憲法第 2 条（社会的組織における人の不可侵の権利の保障）及び第 3 条（法の前平等）に反するという判断を示した。

これにより、今後、両親の合意がない場合には、父親と母親の結合姓が付与されることとなったが、同時に、憲法裁判所は、その判決において、世代を経ることによる結合姓の複雑化を阻止するための立法措置及び兄弟姉妹と異なる姓が付与されないようにするための立法措置を国会に求めた。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 1ª Serie Speciale, Anno 163°, numero 22, 2022.6.1.

【ロシア】身寄りのない子供のロシア国籍取得の簡略化

大統領令第330号「大統領令第183号「簡略方式によるロシア連邦国籍の取得申請の権利を有する者のカテゴリーの人道目的の定義に関する命令」及び大統領令第187号「簡略方式によるロシア連邦国籍の取得申請の権利を有する外国人及び無国籍者のカテゴリーの定義に関する命令」の改正に関する命令」が、2022年5月30日に制定され、同日施行された。改正により、「ドネツク人民共和国」、「ルガンスク人民共和国」及びウクライナの国民で、ロシア連邦に永久的若しくは一時的に居住している孤児、親の保護なしに残された子供又は責任能力がない者は、簡便にロシア連邦国籍を取得できることとなった。具体的には、必要書類としてウクライナで発行されたものを認めたほか、必要書類がロシア語で書かれていない場合、ロシア語の翻訳を付すことなどが規定された。またこれらの者の後見人等には、彼らの国籍取得を申請する権利が与えられた。なおウクライナ外務省は、今回の大統領令はロシアによるウクライナの子供の強制移住の合法化であり、この行動は複数の国際法に違反していると声明を発表した。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- <http://kremlin.ru/acts/news/68529>
- <https://mfa.gov.ua/en/news/zayava-mzs-ukrayini-shchodo-ukazu-prezidenta-rf-pro-sproshchenij-prijom-v-rosijske-gromadyanstvo-ukrayinskih-ditej-sirit>

【ロシア】「母親資本」受取の権利を拡大

2022年4月30日に連邦法律第116号「個別のロシア連邦法令の改正に関する法律」が公布され、同年5月1日から施行された。同法は、連邦法律第256号「子を持つ家族への国家支援の追加措置に関する法律」を含む複数の法律を改正したものである。ロシアでは2007年より、二人以上の子をもつ母親に対して「母親（家族）資本」（以下「母親資本」）とよばれる補助金を交付してきた（詳細は本誌 No.233, 2007.9, pp.170-174 参照）。従来は2007年1月1日以降に生まれた第2子又は第3子以降の子の母、同日以降に養子縁組が裁判所により認められた第3子又はそれ以降の子の父、2020年1月1日以降に生まれた第1子の母及び同日以降に養子縁組が裁判所により認められた第1子の父が対象とされていた。今回の改正では、「母親資本」の交付の対象が拡大され、2007年1月1日以降に第2、第3若しくはそれ以降の子を産んだ母、又は2020年1月1日以降に第1子を産んだ母で、ロシア国籍を持たない女性が死亡した場合に、上記の子を養育する父が、「母親資本」を受け取ることが可能となった。また、今回の改正で、遺棄された子やその実親の養子縁組への同意の有無などの情報が社会保障のための国家統一情報システムに登録されることとなった。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202204300019>

【韓国】江原特別自治道の誕生

韓国の東北部に位置する江原（カンウォン）道は、山、海の自然が豊かである反面、環境関連の規制があり、また、江原道地域内に北朝鮮との接境地帯が含まれ、軍事規制も存在し、これらのような規制により、他の地域と比較して開発が遅れているとの指摘がなされていた。これに関して、2022年6月10日、江原道を廃止し、同地に江原特別自治道を設置する内容の「江原特別自治道の設置等に関する特別法（法律第18875号）」（江原特別法）が公布された。本法律は、本則全23か条、附則6か条から成り、2023年6月11日に施行される。

本法律は、従前の江原道の特性を活かし、高度の自治権が保障される江原特別自治道を設置し、実質的な地方分権を保障し、地域の競争力を高め、道民の福利増進を実現し、国家発展に寄与することを目的とする（第1条）ものである。江原特別自治道に関する国の責務（第3条）及び江原特別自治道の責務（第4条）を定める。本法律により、江原特別自治道を設置し、管轄区域は、従前の江原道の管轄区域とし、江原特別自治道は、本法律で定める範囲において特別な地位を持つ（第6条）。中央行政機関の長は、江原特別自治道に対して行政上、財政上の特別な支援を行うことができる（第7条）。また、「地方自治法（法律第18661号）」第198条第2項では、ソウル特別市・広域市及び特別自治市を除く、人口100万以上の大都市（特例市）及び行政安全部（部は日本の省に相当）長官が指定する市・郡・区の行政・財政運営及び国の指導・監督について、その特性を考慮して関係法律で定めるところにより追加で特例を置くことができることが規定されているが、今回制定された江原特別法により、江原特別自治道の市長・郡守は、江原特別自治道知事と協議を経て、当該市・郡に対する特例の付与を行政安全部長官に要請することができると規定された（第22条第1項）。江原特別自治道は、特例の付与を受けた市・郡が遂行する事業に対して、行政的・財政的支援を行うことができる（第22条第3項）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2D2U0U5T1S6V1C5E5W8P0M6P7M9Q6
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242883&ancYd=20220610&ancNo=18875&efYd=20230611&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>
- https://dmz.gg.go.kr/dmz_all_total/%ea%b3%b5%ea%b0%84%ec%9c%bc%eb%a1%9c-%eb%b3%b4%eb%8a%94-dmz
- http://www.provin.gangwon.kr/gw/portal/sub04_05_01?mode=readForm&boardCode=BDNEWS07&articleSeq=241560
- http://www.provin.gangwon.kr/gw/portal/sub04_05_01?mode=readForm&boardCode=BDNEWS07&articleSeq=241303
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238325&ancYd=20211228&ancNo=18661&efYd=20220113&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

【韓国】プラットフォーム従事者等への産業災害補償保険の適用

2022年6月10日、産業災害補償保険法一部改正法（法律第18928号）が公布された。一部を除き2023年7月1日に施行される。この改正では、第3章の4として「労務提供者に対する特例」の章（第91条の15～21）が設けられ、プラットフォーム従事者等に対する産業災害補償保険法の適用等について定めた。「労務提供者」を、他者の事業のために、労務提供の要請を事業主から直接、又はオンラインプラットフォームを通じて受ける方法によって、自身が直接労務を提供し、その対価の支給を受ける者であって、大統領令で定める職種に従事する者と規定した（第91条の15第1号）。また、この労務提供者のうち、オンラインプラットフォームを通じて労務を提供する者を「プラットフォーム従事者」とし（第91条の15第2号）、オンラインプラットフォームを利用してプラットフォーム従事者の労務提供を仲介又はあっせんすることを業として行う者を「プラットフォーム運営者」と規定する（第91条の15第3号）。労務提供者は、本法律の適用を受ける勤労者とみなされ、労務提供者の労務の提供を受ける事業は、本法律の適用を受ける事業とみなされる（第91条の16）。労務提供者に対する、保険給付の算定基準等（第91条の17）、業務上災害の認定基準（第91条の18）、保険給付算定の特例（第91条の19）についても規定された。労務提供者への保険給付は、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」の規定に従って、勤労福祉公団に申告された当該労務提供者の報酬を基準として平均報酬を算定した後、それに従って支給される（第91条の20）。また、勤労福祉公団は、プラットフォーム従事者に関する保険事務の効率的な処理のため、プラットフォーム運営者に、当該オンラインプラットフォームの利用及び保険関係の確認に必要な資料又は情報の提供を要請することができ、要請を受けたプラットフォーム運営者は、正当な事由がない限りその要請に従わなければならない（第91条の21）。プラットフォーム従事者は、保険給付を受けるために必要な場合、労務提供内容等に関する資料又は関連情報の提供を、プラットフォーム運営者に要請することができ、要請を受けたプラットフォーム運営者は、特別な事由がない限り、当該資料又は情報を提供しなければならない（第116条第4項）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2D2B0L5S1P1D1N1L1M0J1L1L7Y1Q3
- ・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242973&ancYd=20220610&ancNo=18919&efYd=20230701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

【中国】地方各級人民代表大会及び人民政府組織法の改正

省級以下の人民代表大会及び政府の職責等を定めた「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法」は1979年に制定され、2015年までに5度の改正があった。2017年の中国共産党第19回党大会以降の同党の重要会議等で、国家機構関係の法整備、人民代表大会や政府の機能強化等の方針が示され、同党による指導の堅持、「全過程の人民民主」等の理念を盛り込み、2021年から改正草案の作成が進められた。2022年3月11日の全国人民代表大会会議で、同法改正の決定（中華人民共和国主席令第110号）が可決公布され、同年3月12日に施行された。

改正法は全5章90か条から成る。第1章の総則では、「人民が国の主となる」等を盛り込んだ制定目的（第1条）のほか、中国共産党による指導（第2条）、全過程の人民民主の堅持（第3条）等の原則を示す規定等が追加された。第2章（人民代表大会）では、必要に応じて置かれる各専門委員会の職責を詳細化した（第35条）ほか、第3章（同常務委員会）では、委員定数を変更（省級等は10名増）し（第47条）、政府計画等の執行、国有資産、債務に対する監督等の職権を追加し（第50条）、常務委員会の日常業務を処理する主任会議の職責に関する規定を設けた（第54条）。第4章（地方政府）では、法治政府、清廉政府、信用政府等の建設、業務透明度の向上等の目標を明記し（第62条～第66条）、職権に関する規定（第73条、第76条）では、「中華民族共同体意識」を強化し、各民族の交流・融合等を促進し、少数民族が自らの風俗習慣を保持する自由と変革する自由を保障する等の内容を追加した。

海外立法情報課・湯野 基生

- <http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202203/0ff47fbc69b443e3b9a99bef91adcb26.shtml>
- <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZjQ4ZDZmNDAN2Y3OGVkJkYzYzExMDA%3D>

【台湾】私立高校、大学等の撤退に関する条例の制定

台湾では1990年代以降に私立の大学が急増したが、近年は少子化に伴う学生減少で、経営難に陥る学校が続出している。これに対処するための法整備が2017年から進められ、2022年5月11日、全25条から成る「私立高級中学以上学校退場条例」が公布・施行された（總統令華総一義字第11100039261号）。「高級中学以上学校」には、高校、大学、高専等が含まれる。

少子化への対応、学生・教職員の権利・利益の保護、及び私立高校以上の学校の撤退（退場）メカニズム構築のため、本条例を制定する（第1条）。中央の主管機関である教育部（第2条）は、「私立高級中学以上学校退場基金」を設立し、学校の撤退を助け（第3条）、「私立高級中学以上学校退場審議会」を置くものとする（第4条）。主管機関は、財務状況悪化等の状況にある学校を「初期警戒学校」と認定し（第5条）、その後も状況が改善されない等の場合、同審議会はこれを「特別指導学校」に認定し、公表しなければならない（第6条）。特別指導学校が100万台湾ドル（1台湾ドルは約4.36円）以上相当の調達等を行うときは、その主管機関の同意を要し（第7条）、特別指導学校を有する学校法人は、有給の専任理事長職の設置等が禁止される（第8条）、特別指導学校は、通信課程の開設、国外の学生募集等が原則禁止される（第11条）。主管機関は、特別指導学校を有する学校法人の理事を同校の教職員等に、同法人の監査役を外部有識者に担当させ（第12条）、2年以内に経営改善が見られない場合、学生募集の停止を命じなければならない（第13条）。特別指導学校は、教職員の退職・離職等の際に補償金を支給するものとし（第17条）、特別指導学校の業務停止時に在籍する学生については、主管機関が他校に編入させるものとする（第19条）。

海外立法情報課・湯野 基生

- <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7602:2-13>

【ニュージーランド】2022年避妊、不妊手術及び人工妊娠中絶（安全区域）改正法

2022年3月18日、人工妊娠中絶を行う施設の周辺に安全区域を設定するための規則制定権を総督に与え、安全区域内の禁止行為を規定する法律（Contraception, Sterilisation, and Abortion (Safe Areas) Amendment Act 2022）が成立し、翌日施行された。同法は、「1977年避妊、不妊手術及び人工妊娠中絶法」に3か条（第13A条～第13C条）を追加する。主な内容は、次のとおりである。

第13A条：安全区域内において、人工妊娠中絶を行う施設へ近づき又は出入りする者を妨害する行為や、人工妊娠中絶サービスを利用又は提供する者等へ精神的苦痛を与える可能性のある方法でその者を視覚的に記録する行為等は禁止される。違反者へは1,000NZドル（約83,000円）以下の罰金が科される。

第13B条：警察官は、安全区域内で第13A条の禁止行為を行う者に行為の停止を求め、従わない者を令状なしで逮捕・勾留することができる。

第13C条：総督は、人工妊娠中絶を行う施設及び敷地並びに敷地から150m以内の範囲を安全区域とする規則を制定することができる。安全区域の設定は、①人工妊娠中絶サービスを利用又は提供する者等の安全及び福祉へのリスクを減らし、②その者のプライバシーと尊厳を尊重し、③人々の権利と自由に合理的制限を加えることが、自由かつ民主的社会において明確に正当化され得る場合に行われる。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://legislation.govt.nz/act/public/2022/0008/latest/whole.html>

【ブルネイ】エネルギー効率（規格・表示）勅令

2021年6月14日、ブルネイにおいて、非常事態時に公共の利益を保障するために国王に付与された権限（ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項）に基づき、エネルギー効率（規格・表示）勅令（Energy Efficiency (Standards and Labelling) Order, 2021: S43/2021）が制定された（同年10月30日公布）。この勅令は、ブルネイで販売される電化製品に関する規制（エネルギー効率の低い電化製品の国内参入を減少させる等）を通して、エネルギー効率の高い電化製品の普及を促進・奨励し、ブルネイ国民及び消費者のエネルギーニーズを満たすことを立法目的とし、その実現に向けてエネルギー効率評価（energy efficiency ratings）制度を導入する。また、エネルギー省は税関を通じて、ブルネイに輸入される全ての家電製品が最低エネルギー消費効率基準を満たしているかどうかを検査し、税関で規制関連事項が適切かつ効率的に実施されているかを確認する。

この勅令は、第1章：序文（第1条～第3条）、第2章：管理（第4条、第5条）、第3章：供給業者登録及び登録可能製品（第6条～第14条）、第4章：規格・表示（第15条～第20条）、第5章：執行（第21条～第27条）、第6章：一般規定（第28条～第35条）の全6章35か条から成り、電化製品販売者に対して、エネルギー省が規定するエネルギー効率基準を満たさない可能性のある電化製品の在庫を整理するための猶予期間を与えるため、制定から1年後の2022年6月14日に施行された。

海外立法情報課・日野 智豪

・ https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2021/S043.pdf